

発行
東京合同法律資団
編集
東京合同法律事務所
東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル
TEL03(3586)3651 FAX03(3505)3976
http://www.tokyo-godo.com/

東京合同法律事務所 ニュース

上田誠吉 追悼号
弁護士 泉澤 章

上田誠吉弁護士の志をついで



東京合同法律事務所創設者のお一人であり、五八年間にわたって事務所を支えてこられた上田誠吉弁護士は、二〇〇九年五月一〇日午後一時五十六分、慢性閉塞性肺疾患にて永眠されました。享年八二歳でした。

別式は翌二三日、ともに三鷹市の禅林寺内葬儀場において、ご遺族、事務所同人参列のもと執り行われ、五月十七日には、都立青山葬儀場において、「上田誠吉弁護士とお別れする会」が事務所主催にて催されました。

遺族、事務所同人のほか、上田さんを慕う多くのご友人、知人、依頼者の方々も参列し、事務所同人である岡部保男弁護士が式辞を述べた後、松井繁明自由法曹団団長、緒方靖夫日本共産党副委員長、竹澤哲夫弁護士、杉井静子弁護士から、それぞれ生前の上田さんを語り、決意をあらたにして

後、上田さんの遺志を引き継ぎ、これからも常に「上田さんの志をついで」の真福をお祈り致します。

最後に、皆様方のご厚誼に心から感謝を申し上げます。上田さんのご冥福をお祈り致します。

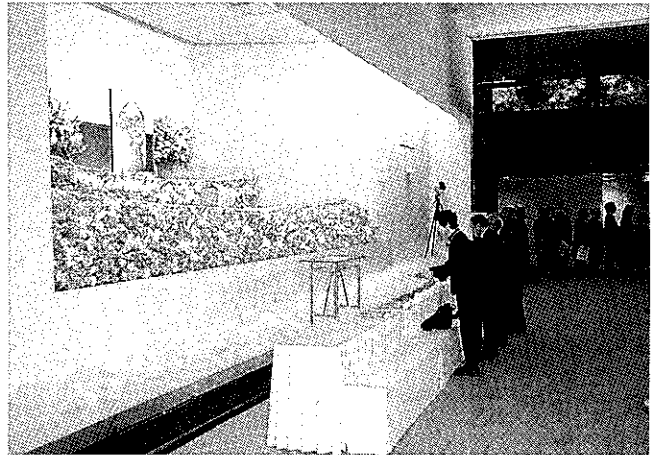
東京合同法律事務所
運営委員長
弁護士 泉澤 章

上田誠吉弁護士の略歴

- 1926年（大正15年） 神戸に生まれる。旧制武蔵高校を経て東京大学入学。在学中に学徒動員される。
- 1947年（昭和22年） 在学中司法試験に合格。
- 1948年（昭和23年） 東京大学法学部卒業。
- 1950年（昭和25年） 弁護士登録（2期）。東京弁護士会入会。自由法曹団に入団。
- 1951年（昭和26年） 東京合同法律事務所開設に参加。
- 1974年（昭和49年）～1984年（昭和59年） 自由法曹団団長。
- 1981年（昭和56年）～2003年（平成15年） 全国革新懇代表世話人。

弁護士登録以来、メーデー事件、松川事件、白鳥再審事件などの著名刑事事件、全電通千代田丸事件などの労働事件、灯油カルテル事件、日本共産党国際部長宅盗聴事件など幅広く裁判をてがけ、数々の輝かしい業績をあげた。

『誤った裁判』（共著、岩波新書）、『国家の暴力と人民の権利』（新日本出版社）、『ある内務官僚の軌跡』（大月書店）、『ある北大生の受難』（朝日新聞社）、『司法官の戦争責任』（花伝社）など著書多数。



上田誠吉弁護士とお別れする会
（都立青山葬儀場・5月17日）



弔辞

自由法曹団団長 松井繁明

上田誠吉先生。ついに逝ってしまわれたのですね。
 病気のことは伝え聞いていたのですが、この日の来ることまで覚悟はしていませんでした。
 先生は自由法曹団のかけがえのない指導者でした。私たちが目指しながらも追いつけない優れた弁護士でもありました。自由法曹団の擁護する人権とは何かをめぐって、団規約改正問題がこりまわりました。自由法曹団を二分する激しい議論となりましたが、上田幹事

ちは魅かれてきました。その高潔な生き方、愛情と信頼にみちた妻・圭子さんとの関係などは、私たちの憧れでもありました。だからこそ、その存在が地上から消えたとき、私たちが貴重なものを感じたと例えようのない寂しさを覚えるのも当然のことでしょう。

上田先生は、自由法曹団幹事長を経て、一九七四年から一〇年間、団長を務められました。先生の幹事長時代、「自由法曹団の擁護する人権とは何か」をめぐって、団規約改正問題がこりまわりました。自由法曹団を二分する激しい議論となりましたが、上田幹事

長は沈着冷静な指導のもと、一九六九年高野山総会で「団はあらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、炭鉱事故一挙げればきりがあります。」一九八〇年「社会党」が成立し、それまで社共を軸に構築されてきた統一戦線の可能性が封じられ、翌年自由法曹団も賛同団体となった全国革新懇が結成されました。このように厳しく困難な状況の中で、上田団長の毅然とした姿勢と的確な判断が団員を励まし、団はこの難局を乗り切ってきました。

上田先生は団長退任後、私自身も、宮本宅盗聴事件とサンケイ新聞意見広告事件で一緒に仕事をすることになりました。上田先生は、宮本宅盗聴事件とサンケイ新聞意見広告事件で一緒に仕事をすることになりました。上田先生は、宮本宅盗聴事件とサンケイ新聞意見広告事件で一緒に仕事をすることになりました。

上田先生は、宮本宅盗聴事件とサンケイ新聞意見広告事件で一緒に仕事をすることになりました。上田先生は、宮本宅盗聴事件とサンケイ新聞意見広告事件で一緒に仕事をすることになりました。

間差別事件、「日米防衛協力のための指針」(カイドライン)、警察拘禁二法、政党法、北炭夕張炭鉱事故一挙げればきりがあります。

極めて有能な弁護士として高く評価されてきました。騒擾罪全員無罪を勝ちとった「白鳥事件」、最終的に丁寧な指導をしてくださった(ただ心配でしよがなかつたのかも)

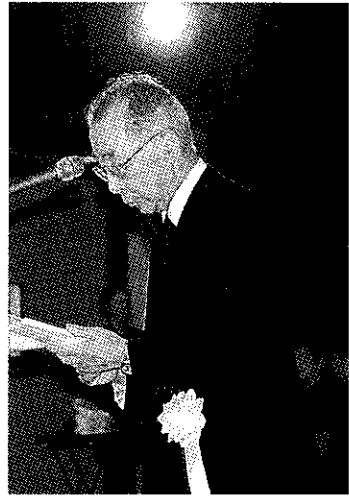
宮本宅盗聴事件で、私がある被告の反対尋問をしたとき、隣の席の上田先生が「そこまでよいだろう」とつぶやいて、高裁「白鳥決定」を導いてくれました(ただ心配でしよがなかつたのかも)

今日「お別れの日」から程なく、自由法曹団は五月集会を開きます。派遣切りなど労働者の大量解雇、海賊対処法案、裁判員制度の実施など、課題は山積し、闘いは容易ではありません。しかし私たちは、先生のご遺志を必ず引継ぎ、この集会を成功させ、さらに前進することを、ここにお願い申し上げます。



自由法曹団団長として (演壇上)

上田先生、さようなら、さようなら。

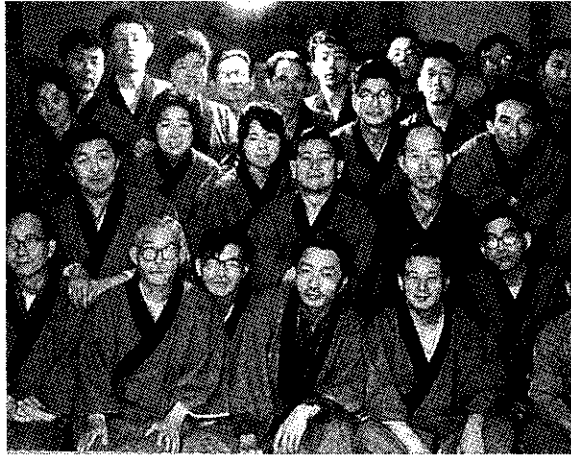


弔辞

弁護士 竹澤哲夫

私が東京合同法律事務所に入ったのが一九五一年四月、弁護士として一年先輩の上田さんはすでに事務所を中心的存在として活動しておられました。

その頃の事務所は、前年暮れの松川一審、死刑五名を含む全員有罪判決に対する控訴審をひかえ、この緊張と多忙による雑然たる活気がないままになって、独特の雰囲気がかもし出しておりました。当時は、占領下、占領軍の発する書簡(レタ)、覚書(メモランダム)にいたるまで超憲法



所員とともに (前列中央)

領管理法令に基づく民刑の弾圧をほしいます。一九五二年四月二八日、サンフランシスコ講和条約が発効の日を迎えました。「占領」「占領産業分野におけるレッドパージの嵐が吹きまくる」と、それら民刑事件への対応を迫られた年でもありました。一九五〇年は全目的「なごの占領管理法」の保護法益の消滅の日でもあります。この事態をどう見るかについて、最高裁に係属する、数ある政令三二五号違反上告事件の中で、大法院が採り上げた、大法院判例に至ったのが、上田さんが弁護人として上告趣意書を書いた事件であることは有名な話です(一九五三・七・二二最高裁大法廷判決)。

サンフランシスコ講和条約の発効から三日後、メーデー事件発生、膨大な証拠調べ、気の遠くなるような長期の審理など、文字どおりのマンモス訴訟において弁護団の中心の一人として奮闘されたのが、上田さんでした。

メーデー事件は、一審こそ有罪判決でしたが、控訴審では被告全員が無罪の判決を勝ちとり、その無罪判決は確定しました。上田さん、六〇年に及ぶ、その長きにわたる真摯な御仕事を心から敬意を込めて、拍手を送ります。

弔辞

日本共産党 副委員長 緒方靖夫

上田先生が亡くなられた、私は悲しみにくれて、突然で、悔しい思いです。

一九八六年に、日本共産党の国際部長をつとめていた私の家に警察が電も走馬灯のように巡って話盗聴したことが発覚しました。検察庁は盗聴の事実を認めながら不起訴にしましたが、民事裁判では一九九七年、東京高裁で全面勝利が確定しました。

この同じ場所で、上田先生が日本共産党の宮本顕治さんへの弔辞を読まれた。葬儀の後にいつものような語りをしたのは、一昨年八月のことです。



田先生は、法廷だけではなく、講演、執筆から運動まで引き受け、国際活動でも先頭に立ってくださいました。「考えつくこと何でもやろう。やっつけ無駄なことはない」を合言葉に、原告、弁護団、支援者が一体になった運動を進める頭脳と原動力となっていたときまでした。

旅の途上、キッシンジャーから自宅を電話盗聴された元ホワイトハウス高官の裁判闘争の報道を見て、その本人、モートン・ハルペリン氏に電話して、盗聴仲間として親しく話をするなど思いがけない出会いが多数ありました。



キース最高裁判事の執務室にて (前列中央)

上田先生が、職権行使の外見をともなっていないという理屈をユーモアをまじえて答えると、「あのニクソンもそんな理屈は思いつかなかつたら盗聴仲間として親しく話をするなど思いがけない出会いが多数ありました。」と豪快に笑い飛ばす。

裁判に勝ったら、オーロラを見に行こうという約束がありました。国会日程のため果たせなかつたことは残念でした。先生は、北極点で、防寒服に身を固め地上に寝るべりながら、満天の星とオーロラを見た感動をよく話してくれました。根っからのロマンチストでした。

(四面に続く)

